



第2次
ふるさと

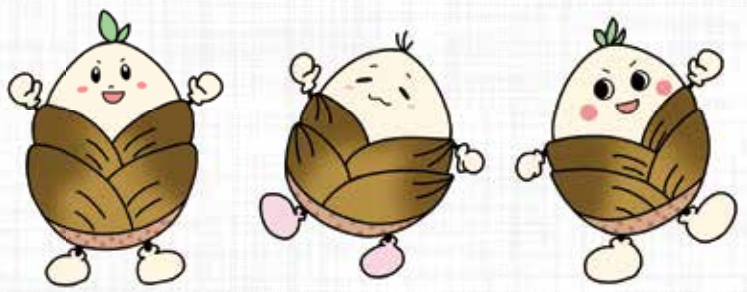
向日市

創 生 計 画

〈令和5年度改訂版〉



MUKO CITY





ご挨拶

本市では、如何なる社会の変化にも迅速に対応し、適切な市民サービスを維持しつつ、更なる向上を図るために「第2次ふるさと向日市創生計画」を令和元年度に策定し、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを施策の柱に据え、達成すべき重要な施策について、毎年度、計画の見直しを行ってまいりました。

とりわけ、昨年は市制施行50周年という大きな節目を迎えましたが、この記念すべき年に、市民の皆さまの新たな交流と活動の拠点となる永守重信市民会館が開館したことに加え、恵み豊かな自然・文化と都市環境を次世代に引き継いでいくために、脱炭素の取組強化に向けた「向日市ゼロカーボンシティ宣言」を行うなど、今後50年、100年先の将来を見据え、本市が持続可能で、市民の皆さまにとって、より暮らしやすいまちとして発展していくための第一歩を、着実に踏み出したところであります。

これらの施策をさらに幅広く展開していくため、本年度におきましては、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するための施策と、資源循環を推進していくための施策の見直し等を中心に改訂を行い、太陽光発電設備の設置や、公共施設におけるLED照明の導入、資源ごみのリサイクル推進など、新たな取組や目標を計画に盛り込むことといたしました。

今後もより一層、市民の皆さまが「ふるさと向日市」に誇りを持っていただけるよう、全職員一丸となって、本計画を推進してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の改訂にあたり、ふるさと向日市創生計画委員会委員や市議会議員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆さまに心から御礼を申し上げます。

令和5年9月

向日市長 

目次

序論	1
基本フレーム	3
施策の柱Ⅰ 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり	5
施策分野 1 歴史あふれるまちづくりの推進	6
// 2 産業の活性化	9
// 3 都市基盤の整備	11
施策の柱Ⅱ 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり	17
施策分野 1 少子化対策・子育て支援	18
// 2 健康づくりの推進	19
// 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実	20
// 4 障がい者福祉の充実	21
// 5 地域福祉の充実	22
// 6 地球温暖化防止対策・資源循環の推進	23
// 7 生活の安心・安全の確保	25
// 8 消防力の強化	27
// 9 ライフラインの強化	28
// 10 学校教育の充実	29
// 11 生涯学習の推進	34
// 12 生涯スポーツの振興	37
施策の柱Ⅲ 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり	39
施策分野 1 市民協働の推進	40
// 2 人権・平和・男女共同参画の推進	42
// 3 行財政運営力の向上	44
資料編	45

序論

(1) 計画策定の目的

本市では、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを施策の柱とするふるさと向日市創生計画を平成27年度に策定し、まちづくりを進めてきました。

この間、我が国では、少子高齢化の進行による人口減少及び地域活力の低下や大規模災害等への対策が進められておりますが、これらは依然として喫緊の課題であり、本市においても長期的には少子高齢化の進行が見込まれる中、持続可能な社会の実現に取り組んでいかなければなりません。

本計画は、このような状況を踏まえ、社会情勢の変化にしなやかに対応しながら、貴重な地域資源や利便性といった本市の魅力を高め発信するとともに、将来にわたって誰もが安心・安全・健康に暮らし続けられる環境づくりに取り組むことで、本市をより一層発展させ、全ての市民の皆さまが向日市のことを「ふるさと」だと思っただけのまちづくりを推進するため策定するものです。

(2) 計画の位置付け

この計画は、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画と位置付けます。

(3) 施策の柱

まちの魅力を広く発信する取組や、より一層の地域資源の活用、誰もが快適に暮らし続けられる地域づくり等を行い、市民の皆さまが誇りを持てるまちづくりを進めていくため、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを本計画における施策の柱とします。

なお、本計画を推進するため、施策の柱ごとに、関連する施策分野、具体的な施策、施策の基本方向、取組及び目標を設定します。

I 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり

史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群など歴史の事実と魅力を国内外に発信するとともに、地域資源を活かした産業の活性化や将来を見据えた都市基盤整備事業を展開し、活力と魅力あるまちづくりを推進します。

【施策分野】

歴史あふれるまちづくりの推進
産業の活性化
都市基盤の整備

II 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり

子育て支援、教育環境整備、健康づくりや福祉・医療の充実に取り組むとともに、防災・防犯などへの対応を進め、誰もが安心・安全・健康に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

【施策分野】

少子化対策・子育て支援
健康づくりの推進
高齢者が安心して暮らせる体制の充実
障がい者福祉の充実
地域福祉の充実
地球温暖化防止対策・資源循環の推進
生活の安心・安全の確保
消防力の強化
ライフラインの強化
学校教育の充実
生涯学習の推進
生涯スポーツの振興

III 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

まちづくりを進める上で、市民の方々の信頼と協働は不可欠であり、市民参画の機会や場の創設など、市民の声が届くまちづくりを進めます。また、多様性を認め合い、平和・人権・男女共同参画に積極的に取り組むとともに効率的で健全な行財政運営を推進します。

【施策分野】

市民協働の推進
人権・平和・男女共同参画の推進
行財政運営力の向上

(4) 計画の期間

この計画は、まちづくりの課題へ迅速に対応するとともに、次代の発展への礎を築いていくため重点的・優先的に取り組む施策を明らかにし、令和2年度から令和6年度までの5か年度を計画期間とします。

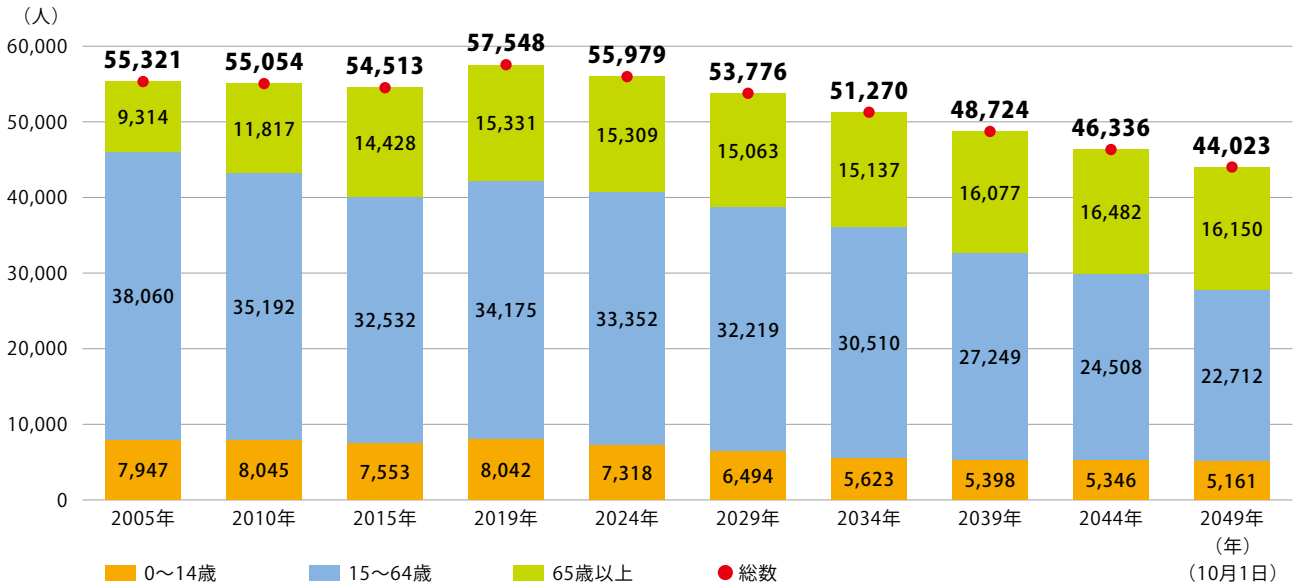
なお、急激に変化する時代や環境の変化にスピード感を持って、しなやかに対応していくため、計画期間内においても毎年、見直しを行うものとします。

【基本フレーム（人口、土地利用）】

本計画を推進していく上で基本となる将来の人口推計と土地利用構想を、次のように設定します。

人口

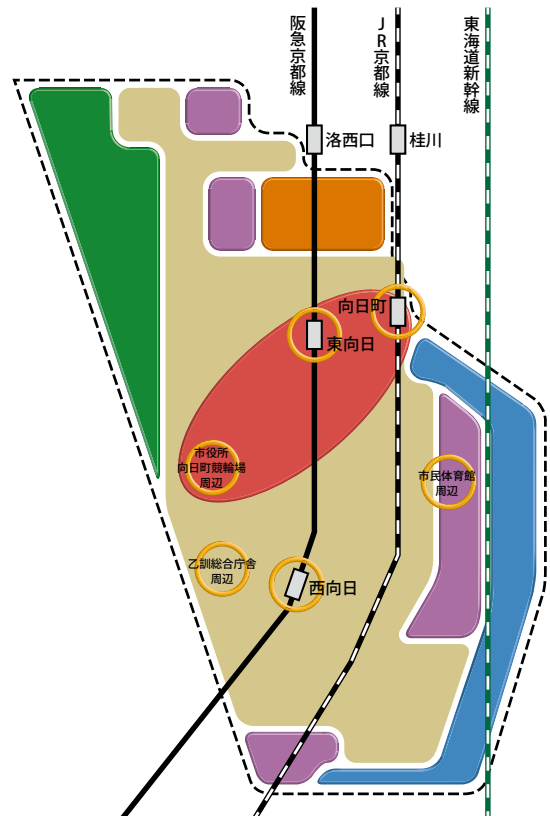
将来推計



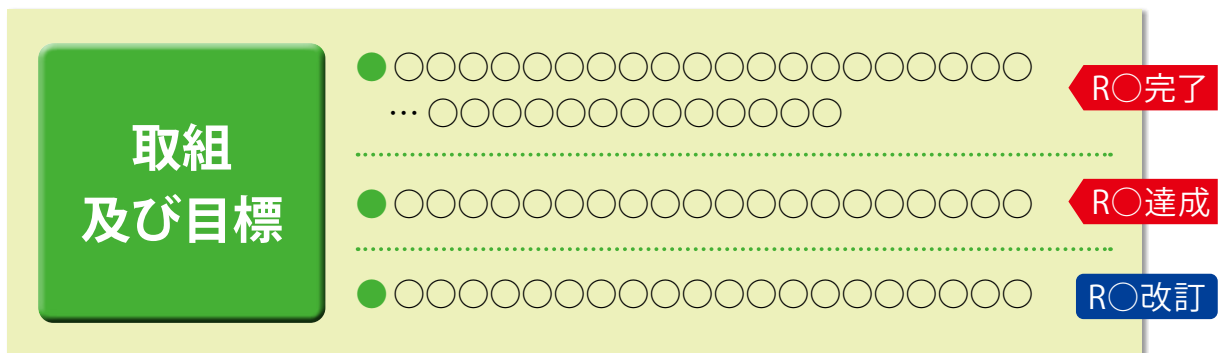
※ 2010～2015年の自然動態及び社会移動を基に2024年以降を推計(住民基本台帳人口ベース)(合計特殊出生率については、率増加傾向を考慮し2024年までは2013～2017年平均1.45とし、その後2010～2014年平均1.33が続くものとする。)

土地利用

中心にぎわいゾーン	住環境との調和を図りつつ、幹線道路沿いや鉄道駅を中心に商業・業務・サービス等の多様な生活利便施設が集積し、街中を往来する人々にぎわう市の中心となるゾーン
交流にぎわいゾーン	広域的な商業・業務施設や宿泊施設など、近隣都市や広域からの来訪者のニーズも充足する機能が集積したゾーン
住居地ゾーン	うるおい空間や防災機能の充実した市民が安全で快適に生活できる居住地としてのゾーン
産業ゾーン	京阪神大都市に近く、幹線道路沿道という立地条件を活かした工業・流通業の集積地として、また、新たな産業を創出する場として、本市のものづくりを支えるゾーン
丘陵緑地ゾーン	豊かな自然緑地及び歴史・文化資源を保全・活用し、市民や来訪者のレクリエーションの場としてのゾーン
維持活用ゾーン	都市近郊農業の場として、また、新たな産業（農産業含む）や雇用の場の創出を図る際の余力として、適切な維持管理とまちの活性化に向けた都市的な利用も検討するゾーン



「取組及び目標」の見方



R○完了 ○年度に取組及び目標を完了したことを表しています。

R○達成 ○年度に取組及び目標を達成したことを表し、引き続き各施策を実施していきます。

R○改訂 ○年度に改訂（新規追加又は修正）した項目であることを表しています。

施策の柱 I

歴史を活かし、 活力と魅力あるまちづくり

施策分野 1 歴史あふれるまちづくりの推進

施策分野 2 産業の活性化

施策分野 3 都市基盤の整備



施策分野 1 歴史あふれるまちづくりの推進

施策 1 歴史・文化資源の整備と活用

基本方向

- 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等市内に所在する文化財の保護及び積極的な整備・活用に努め、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進し、未来に継承します。

取組及び目標

- 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群の整備
… 朝堂院公園来訪者数
【H30：8,455人 → R6：10,000人】
- 国登録有形文化財旧上田家住宅の整備
→ 国登録有形文化財旧上田家住宅の活用
… 旧上田家住宅来訪者数 【R6：4,500人】
→ 【R6：6,000人】

R2完了

R3改訂

R4改訂

R4達成

R5改訂



施策 2 観光振興の推進

基本方向

- 「観る・食べる・買う」を充実させるとともに、国内外から積極的に観光客を誘致し地域経済の活性化を図るため、ハード・ソフト両面での総合的、多角的な観光施策を推進します。

取組 及び目標

- 向日市観光交流センターにおける観光誘客のための事業の実施
 - … 来館者数
【H30：－ → R6：92,000人】
 - … 向日市観光人材育成プログラム受講者数
【R1：26人 → R6：200人（R1～6累計）】

- 「竹の径」来訪者のための憩いの空間整備

- 土産等特産品の開発・認定 R5改訂
 - … 開発・認定件数
【H30：7件（H27～30累計）
→ R6：30件（H27～R6累計）】

- ホテル等の複合型宿泊施設の誘致事業の推進

- 観光入込客数
【H30：510,000人 → R6：765,000人】

- 観光消費額
【H30：150,000千円 → R6：338,000千円】



施策 3 まちの魅力の戦略的発信

基本方向

- ふるさと向日市に対する理解と愛着を深められるよう、まちの魅力を様々なツールを有効に活用し、戦略的に発信します。

取組 及び目標

- SNS（LINE@、Facebook等）による情報発信力の強化
… LINE@ 及び Facebook に対する満足度（アンケート結果）
【LINE@ R1：2.92 → R6：3.40、
Facebook R1：2.91 → R6：3.40】
- 「向日市いいところ PR 隊たけのこりん」による情報発信の充実
… たけのこりんのイベント等への登場回数
【H30：－ → R6：50回】
- 本市に対する市民の定住意向の割合
【R1：76.7% → R6：80%以上】



施策分野 2 産業の活性化

施策1 商工業の活性化

基本方向

- 歴史を活かしたまちづくりの施策と連携しながら、向日市商工会や金融機関とともに、商工業者の育成や経営安定を支援する取組を推進し、市内商工業の振興、にぎわいの創出を図ります。

取組 及び目標

- 顧客に愛される魅力的な店づくりへの経営支援

… 経営指導数

【H30：1,400件 → R6：H30実績比10%増】

R2～4達成

- 創業希望者へのきめ細かな支援

… 創業件数

【H30：3件 → R6：20件（R2～6累計）】

R4達成

→ 【H30：3件 → R6：35件（R2～6累計）】

R5改訂

施策 2 農業の活性化

基本方向

- 新鮮で安心・安全な農産物を提供するために地産地消を推進するとともに、担い手の育成や新たなブランド農産品の開発支援、農業資源を活用した農商工の連携を推進し、やりがいのある農業経営を支援します。

取組 及び目標

- 地元農産物の販路拡大と地産地消の促進
 … 向日市観光交流センターにおける地元農産物の販売促進
 → 【R3：売上額 約 960 万円 → R6：R3 実績比 10%増】
R4改訂
R4達成

- 耕作放棄地の防止施策や放置竹林対策の実施
 … 市民ボランティアによる竹林保全
 【H30：未実施 → R6：2 箇所】
R2達成
R4達成

- 農商工の連携による特産品の開発への支援
 … 特産品の開発【H30：0 件 → R6：2 件 (R2～6 累計)】

施策分野 3 都市基盤の整備

施策 1 道路整備の推進

基本方向

- 都市計画道路や幹線市道の整備を推進することで幹線道路のネットワークを構築し、活力と魅力あるまちを目指します。
- 市民生活に密着した生活道路・細街路の整備を推進することで、安全で快適な住環境づくりを目指します。

取組 及び目標

- 都市計画道路及び幹線市道の整備
… 整備路線【都市計画道路牛ヶ瀬馬場線、第 3064 号線、寺戸森本幹線 2 号、寺戸幹線 6 号、第 2013 号線 (R6)】

- 生活道路・細街路の整備
… 【10 路線整備完了 (R2 ~ 6 累計)】

- 交通安全対策の一層の推進
… 通学路【10 箇所整備完了 (R2 ~ 6 累計)】
… 自転車通行レーンの整備【1 路線整備完了 (R2 ~ 6 累計)】

- ゾーン 30 *1 区域の拡大
… 【H30 : 1 箇所 22.4ha → R6 : 2 箇所 30ha】

※図 1 及び図 2 参照

*1 ゾーン 30

生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域(ゾーン)を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策のことをいいます。

(図1) 令和6年度 整備完了路線

令和6年度 整備完了路線

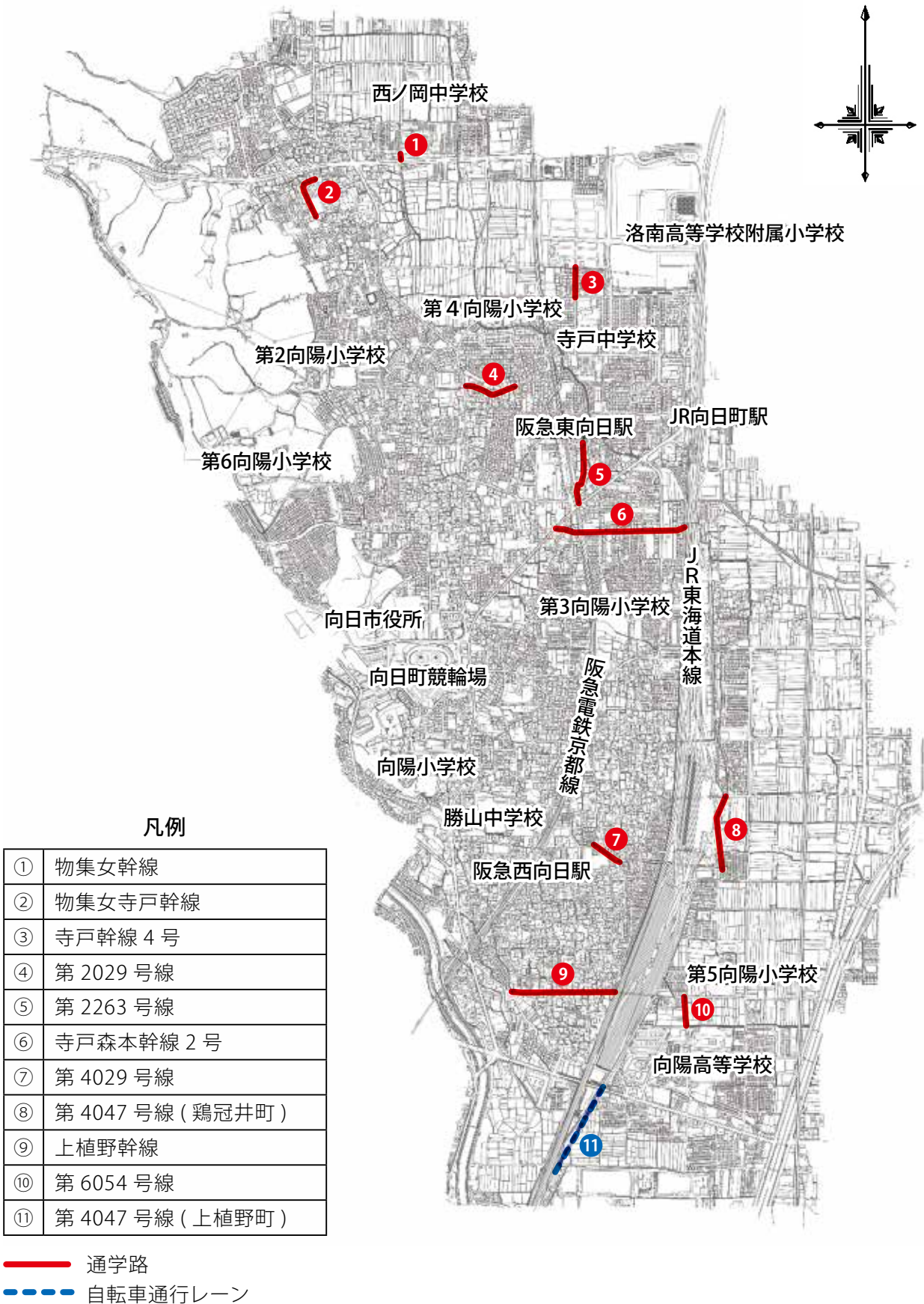


凡例

①	都市計画道路牛ヶ瀬馬場線
②	第3064号線
③	寺戸森本幹線2号
④	寺戸幹線6号
⑤	第2013号線

(図2) 令和6年度 通学路及び自転車通行レーンの整備完了路線図

令和6年度 通学路及び自転車通行レーンの整備完了路線図



施策 2 快適で安全便利なまちづくり

基本方向

- アクセス拠点の整備等、市民の利便性の向上と産業・観光の振興を図るとともに、都市計画制度を活用した快適で安全便利なまちづくりを推進します。

取組及び目標

- 土地利用の転換による事業所の誘致事業の推進
- 幹線道路沿道のにぎわい創出に向けた都市計画変更
- ぐるっとむこうバスをはじめとする公共交通の利用促進
- 歴史探索に利用できる公園整備
- 地籍調査の推進
… 地籍整備率【H30：2.5% → R6：10%】
- 空家等対策計画の策定、空家対策条例の制定
→空家等対策計画の推進 R4改訂
- 地域特性に応じたまちづくり計画等の支援
- 名神高速道路スマートインターチェンジ*1 開設事業の推進

* 1 スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのことをいいます。



施策 3 駅周辺の都市基盤整備

基本方向

- JR 向日町駅周辺を整備し、駅への利便性や安全性を向上させるとともに、中心にぎわいゾーンへの都市機能の誘導を図ることで、まちの活性化を図ります。
- 阪急東向日駅について、「古都のむこう、魅力のふるさと」にふさわしい整備を行います。
- 阪急京都線の連続立体交差事業の検討を行い、阪急東向日駅周辺の都市基盤整備を推進します。

取組 及び目標

- JR 向日町駅周辺整備事業の推進
 - … 東西自由通路・駅前広場の整備
 - … 市街地再開発事業の事業化
 - … 駅周辺における安全対策の調査・検討

- 阪急東向日駅周辺整備事業の推進

- 阪急京都線連続立体交差事業の事業化に向けた検討



施策の柱 II

人と暮らしに明るく やさしいまちづくり

- 施策分野 1 少子化対策・子育て支援
- 施策分野 2 健康づくりの推進
- 施策分野 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実
- 施策分野 4 障がい者福祉の充実
- 施策分野 5 地域福祉の充実
- 施策分野 6 地球温暖化防止対策・資源循環の推進
- 施策分野 7 生活の安心・安全の確保
- 施策分野 8 消防力の強化
- 施策分野 9 ライフラインの強化
- 施策分野 10 学校教育の充実
- 施策分野 11 生涯学習の推進
- 施策分野 12 生涯スポーツの振興



施策分野 1 少子化対策・子育て支援

施策 1 安心して産み育てる体制づくり

基本方向

- 安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを推進します。

取組 及び目標

- 幼児教育・保育のベストマッチを推進
 … 待機児童 R4改訂
 【待機児童 0 人を継続】 R4達成

- 病児病後児保育所の開設
 … 病児病後児保育所数 R2完了
 【H30：1 か所 → R2：2 か所】

- 子ども虐待の未然防止対策の推進 R4達成
 … 家庭児童相談室の機能強化
 【R1：虐待対応専門員未配置 → R4：配置】

- 放課後児童健全育成事業の推進 R4改訂
 … 【入会要件を充たす全ての児童の受入れを維持】 R4達成

- 乳幼児健診全対象者に子育てに関する支援を実施
 … 乳幼児健診未受診者の面接割合 R3～4達成
 【H30：72.2% → R6：100%】

- 伴走型相談支援の実施 R5改訂
 … 妊娠届出時、妊娠 8 か月頃（希望者のみ）、
 出生後の面談実施割合
 【面談の実施割合 100%を維持】

施策分野 2 健康づくりの推進

施策 1 生活習慣病予防による健康生活への支援

基本方向

- 市民が主体的に健（検）診を受け、生活習慣の改善等の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 生活習慣病予防と介護予防との一体的な健康づくりを推進します。

取組 及び目標

- 特定健診の受診率向上
 … 受診率（向日市国民健康保険実施分）
 【H30：47.9% → R5：55%】

- 特定保健指導の実施
 … 実施率（向日市国民健康保険実施分）
 【H30：59.1% → R5：65% 以上】 R3～4達成

- 糖尿病など生活習慣病の重症化予防
 … 糖尿病の保健指導を実施した割合
 【H30：60.1% → R5：65% 以上】 R2達成

- 長寿健康診査の受診結果を活用した介護予防
 … 長寿健康診査受診率
 【H30：52.2% → R6：65%】

- がん検診の受診勧奨、がん予防の啓発
 … 大腸がん検診受診率
 【H30：12.1% → R6：14.0%】
 … 乳がん検診受診率
 【H30：10.9% → R6：14.0%】

- 自発的な健康づくりの推進
 … 健康ポイント事業達成者数 R3改訂
 【H30：61人 → R6：200人】

施策分野 3 高齢者が安心して暮らせる体制の充実

施策 1 地域包括ケアシステム及び認知症施策の推進

基本方向

- 地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの機能強化を図るとともに、認知症に対する市民の理解を深め、認知症の早期発見・早期対応への取組を推進します。

取組及び目標

- 生活支援コーディネーター*¹ と協議体の設置による生活支援体制づくり
 - … 住民主体で介護予防に資する取組を実施する集いの場の数
 - 【H30：2 か所 → R6：10 か所】 R3達成
 - 【H30：2 か所 → R6：18 か所】 R4改訂
 - 【H30：2 か所 → R6：21 か所】 R4達成
 - R5改訂
- 認知症高齢者を支える体制づくり
 - … 認知症サポーター*² 数
 - 【H30：8,000 人 → R6：9,500 人】
 - … 見守り SOS ネットワーク*³ 協力事業所（登録事業所数）
 - 【H30：108 → R6：130】
- 認知症初期集中支援システムによる早期発見・早期対応への取組の推進
 - … 認知症初期集中支援チームの周知媒体数
 - 【H30：2 → R6：5】 R4達成

*** 1 生活支援コーディネーター**

別名「地域支え合い推進員」といいます。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことをいいます。

*** 2 認知症サポーター**

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して出来る範囲での手助けをする人のことをいいます。

*** 3 見守り SOS ネットワーク**

認知機能が低下した高齢者が行方不明になった際に早期発見・保護を含め地域全体で捜索する体制のことをいいます。

施策分野 4 障がい者福祉の充実

施策 1 安心して暮らし続けられる共生社会の実現

基本方向

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策の充実に努めます。

取組 及び目標

- 相談支援体制の強化
 … 計画相談支援 作成率
 【H30：100% → R6：100%】 R2～4達成

- 地域での生活を支援する福祉サービスの充実
 … 就労移行支援事業の利用者数
 【R1：11人 → R6：15人】 R3～4達成

- 手話言語条例の啓発・推進
 … 事業所向けの啓発事業
 【H30：未実施 → R6：実施】 R2～4達成



施策分野 5 地域福祉の充実

施策 1 福祉のまちづくりの推進

基本方向

- 市民一人一人がご近所や地域で助け合い、支え合えるまちづくりを進めます。

取組 及び目標

- 地域共生社会実現サポート事業の推進

… 実施事業所数

【R1：2事業所 → R6：5事業所】

→ 【R6：14事業所（R2～6累計）】

R2達成

R4改訂

- 地域の見守りネットワーク事業の推進

… 協定事業者数

【H30：10事業者 → R6：15事業者】

→ 【H30：10事業者 → R6：17事業者】

R4達成

R5改訂

施策分野 6 地球温暖化防止対策・資源循環の推進

施策 1 ゼロカーボンシティの実現

R5改訂

基本方向

- 将来にわたって、恵み豊かな自然や文化、都市環境を次世代に引き継いでいくため、ゼロカーボン（脱炭素）への取組を強化します。

R5改訂

取組 及び目標

- 太陽光など再生可能エネルギーの利用推進
…戸建住宅の太陽光発電設備設置件数
【R2：883件 → R12：1,800件】

R5改訂

- 公用車における電気自動車（EV）の導入
…公用車導入台数【R2：0台 → R12：40台】

R5改訂

- 公共施設におけるLED照明の導入推進
…LED照明導入率【R3：55% → R12：100%】

R5改訂

- 市役所新庁舎のゼロエネルギービルディング*1
による整備
…市役所新庁舎の省エネルギー化

R2完了

*1 ゼロエネルギービルディング

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいいます。

施策 2 ごみの減量と資源化の推進

R5改訂

基本方向

- ごみの減量と資源化への取組を強化し、持続可能な循環型社会を目指します。

R5改訂

取組 及び目標

- 市役所資源ごみ終日回収ステーションの拡充

R3完了

- 家庭ごみの発生抑制及び事業系ごみの排出抑制

…ごみ排出量

【H30：531 g / 日・人 → R6：490 g / 日・人】

→ 【H30：531 g / 日・人 → R6：**457** g / 日・人】

R4達成

R5改訂

- ごみ分別の周知徹底及びごみ袋透明化などの実施

- 資源ごみの再生利用（リサイクル）推進

…再生利用率【R1：4.4% → R6：8.7%】

R5改訂

施策分野 7 生活の安心・安全の確保

施策 1 災害対策の充実

基本方向

- 自助・共助・公助の連携によりあらゆる災害に対する備えが強化され、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指します。
- 地震や大雨、台風などの災害に対する自助意識の醸成と高揚を図り共助を高めます。
- 情報伝達体制の強化や避難支援体制の整備、避難所運営体制の充実等、災害時の市民の安心・安全を守る取組を推進します。
- 局地化、激甚化する降雨にも対応するため、雨水幹線整備を進めるとともに、既存小規模排水路の改善等により、更なる浸水安全度の向上に努めます。

取組 及び目標

- 防災マップの周知
… 防災出前講座・出前授業の実施回数・参加人数
【H30：17回・631人 → R6：20回・700人】
- 自主防災組織の育成支援及び消防団との連携強化
- 桂川・小畑川氾濫時などにおける情報伝達体制の強化
- 要支援者に対する自主防災組織や消防団、民生委員などによる避難支援体制の整備
- 地域における避難所運営訓練の実施 R2達成
… 訓練回数【毎年1回実施】 R4達成
- 災害備蓄物資の分散配備 R2～3達成
… 配備箇所数【H30：17か所 → R6：27か所】 R4完了
- 土砂災害特別警戒区域対策の推進
- 浸水対策下水道雨水幹線等の整備の促進 R3改訂
… 和井川1号幹線の整備完了【R3：完了】 R3完了
→ 浸水対策下水道雨水排水路等の整備の促進 R4改訂
… 東野辺地区雨水バイパス整備完了【R4：完了】 R5改訂
→ 【R5：完了】
… 前小川の整備完了【R5：完了】
- 雨水タンクの助成制度の推進
… 設置数【H30：13基 → R6：50基（R2～6累計）】

II

施策 2 防犯力の強化

基本方向

- 地域力を活かした市民ぐるみの防犯運動を推進します。
- 防犯カメラや IoT 技術を活用して犯罪の未然防止を図るなど、地域の防犯力を高めます。

取組 及び目標

- 地域の防犯ボランティア団体との連携充実

- 小型電波発信機やスマートフォンの位置情報機能など、IoT 技術を活用した見守りネットワークの構築 **R2完了**

- 通学路や地下道、幹線道路、公園、分別収集ステーションなどへの防犯カメラ整備促進 **R2完了**
 - … 防犯カメラ稼働台数
【H30：32台 → R6：300台】
 - … 自治会等への防犯カメラ整備補助による稼働台数
【H30：3台 → R6：13台】

施策分野 8 消防力の強化

施策 1 防火体制と救急救助体制の充実

基本方向

- 自主防災組織や消防団活動を支援するとともに、市民一人一人の救急救命に関する知識を深め、技術の向上に努めることなどによって、火災や事故などの災害への対応能力向上を図ります。

取組 及び目標

- 自主防災組織や自治会・町内会での消火器設置補助
- 消防団による地域行事における警戒活動の実施
- 救急講習受講の啓発
- 火災警報器等防火機器普及促進の啓発
- 向日消防署新庁舎整備

R3完了



施策分野 9 ライフラインの強化

施策 1 上下水道事業の安定経営

基本方向

- 水道施設の計画的な整備や財源の確保、更なる経営改善に努め、運営基盤を強化します。
- 水道施設を強化し、災害時や緊急時でも安全で良質な水を安定供給します。
- 下水道施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理*1を行います。

取組及び目標

- 水道料金の見直し R2完了
- 水道管路の耐震化
… 重要な管路（基幹管路）の耐震適合率
【H30：25% → R6：40%】
- 下水道施設の長寿命化の推進
… マンホール等管路施設の内部の点検及び調査
【年間 300 箇所】



* 1 予防保全型の維持管理

污水管及びマンホール等の管路施設の損傷を早期に見つけ、事故や大規模な修繕に至る前に対策を実施する管理方法のことをいいます。

施策分野 10 学校教育の充実

施策 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

R4改訂

基本方向

- 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力^{*1}をはぐくむ教育を推進します。

R4改訂

取組 及び目標

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
… 授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていた子どもの割合
【H30：小学4年生（82.9%）、中学2年生（90.6%）
→ R6：増加】

- ICTを効果的に活用した授業の実施

- 小中の接続を重視した外国語教育の実施
… 英語が好きな子どもの割合
【H30：中学2年生（63.3%）
→ R6：中学2年生（80%）】

- 伝統や文化、芸術に関する教育の推進

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
… 今住んでいる地域の自然や歴史について関心がある子どもの割合
【H30：小学4年生（72.4%）
→ R6：小学4年生（80%）】

* 1 確かな学力

「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの要素が統合された学力のことをいいます。

施策 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

R4改訂

基本方向

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進します。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくみます。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組みます。

R4改訂

取組 及び目標

- あらゆる人権問題の解決に向けて、自ら考え行動できる児童生徒の育成
 … 人が困っているときは進んで助けようとする子どもの割合
 【H30：小学4年生（90.1%）、中学2年生（79.4%）
 → R6：増加】
- 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実
 … 人の気持ちが分かる人間になりたいと思う子どもの割合
 【H30：小学4年生（94.9%）、中学2年生（96.0%）
 → R6：増加】
- 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
 … 読書が好きな子どもの割合
 【H30：小学4年生（69.8%）、中学2年生（66.3%）
 → R6：80%】
- 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実
- 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- いじめや暴力行為の防止対策の充実
- 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
 … 不登校の児童生徒の割合
 【H30：小学校（1.38%）、中学校（4.33%） → R6：減少】
- 保幼小、小中等の校種間連携・接続の充実

施策 3 健やかな身体の育成

R4改訂

基本方向

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。

取組 及び目標

- 体力・運動能力の向上
 …新体力テストにおける全種別において、全国の平均を上回る
 (全8種別中、全国平均以上の種別数)
 【H30 → R6】
 小6：男子7種 女子4種 → 全種別
 中3：男子7種 女子5種 → 全種別
-
- 食に関する授業の充実等による食育の推進

施策4 学びを支える安心・安全な教育環境の充実

R4改訂

基本方向

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備します。
- すべての子どもが将来に希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組みます。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。

R4改訂

取組 及び目標

- 学校危機管理・安全対策の充実

- 学校施設個別計画を踏まえた改修等の実施

- トイレ改修の計画的な推進 R2完了

- バリアフリー改修の推進 R4改訂
 …全小中学校のバリアフリースロープ等による段差解消等の改修【R7：完了】

- 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実

- 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す教職員の働き方改革の推進

施策5 学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上

R4改訂

基本方向

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくみます。

R4改訂

取組 及び目標

- 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
 … 新聞やテレビのニュースに関心がある子どもの割合
 【H30：中学2年生（63.3%）
 → R6：中学2年生（80%）】
- コミュニティ・スクール^{*1}導入についての検討
 → コミュニティ・スクールの導入準備
 → コミュニティ・スクールの導入【R5】

R4改訂

R5改訂

*1 コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校のことをいいます。

施策分野 11 生涯学習の推進

施策 1 生涯学習環境の充実

基本方向

- 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供、学習の成果を活かす場や機会の充実に努めます。

取組 及び目標

- ふるさと向日市の歴史を活かした講座等多様な学習機会の提供
- 社会教育施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実



施策 2 家庭・地域社会の教育力の向上

基本方向

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めます。
- 学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進します。

取組 及び目標

- 家庭教育講座の実施等、就学前からの子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会の提供
-
- 地域学校協働活動の推進等、地域社会の教育力の向上

施策 3 市民文化の振興

基本方向

- 市民の自主的な芸術や文化活動に対する支援を行うとともに、文化事業の充実を図る等、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めます。
- 本市の多様な歴史を活かした文化芸術資源を掘り起こし、新たな魅力を創出します。

取組 及び目標

- 新たな市民会館を文化芸術振興の拠点として活用
- 文化芸術資源を活かした市民と来訪者の交流の創出
… 文化資料館入館者数
【R1：15,337人 → R6：19,000人】
- 公共施設における貸館サービスの充実 R4改訂
… 貸館施設予約・決済システムサービスの実施 【R6：完了】



施策分野 12 生涯スポーツの振興

施策 1 スポーツ活動の推進

R4改訂

基本方向

- スポーツを「する」「みる」「ささえる」*1 を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努めます。

R4改訂

取組 及び目標

- 公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 防災拠点としての機能を備えた多目的グラウンドの整備検討
- 成人の週1回以上のスポーツ実施率
【R1：52.2% → R6：65%】
→成人がスポーツを実施する機会の充実
成人向けスポーツ教室の開催【R1：36回 → R6：60回】

R4改訂



*1 「する」「みる」「ささえる」

文部科学省が策定する「第3期スポーツ基本計画」において示されている、スポーツの捉え方の概念。スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの、として捉えることとされています。

施策の柱 Ⅲ

信頼と協働で 市民の声が届くまちづくり

施策分野 1 市民協働の推進

施策分野 2 人権・平和・男女共同参画の推進

施策分野 3 行財政運営力の向上



施策分野 1 市民協働の推進

施策 1 市民のまちづくり参加の仕組みの構築

基本方向

- まちづくりの取組及び事業計画の企画・立案段階から市民の意見や意向を把握し、参画できる仕組みを構築します。

取組 及び目標

- 誰もがわかりやすく、利用しやすいホームページの作成や広報誌の充実

- 地域コミュニティの活性化
…自治会加入率【H30：65.5% → R6：増加】

- 市民の主体的なまちづくり活動への支援

- 市民活動活性化のための情報交換ネットワークの構築
…交流・連携を主とした情報交換を行う団体数 **R3改訂**
【R3：20 団体 → R6：40 団体】



施策 2 市民交流の推進

基本方向

- 友好交流を通じた「ふるさと向日市」の再発見につなげる事業を展開するとともに、市民が市民交流に意欲を持ち市民同士が自ら交流事業を行えるまちを目指します。

取組 及び目標

- 幅広い分野における都市間交流の推進
- 国際交流を通じた異文化理解の推進

施策分野 2 人権・平和・男女共同参画の推進

施策 1 多様性を認め合う社会の実現

基本方向

- 市民一人一人がお互いの人権を尊重し合い共に生きることができるよう、人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化の構築を目指して人権教育・啓発事業に取り組むとともに、世界平和都市宣言の理念の実現に向け、平和施策を推進します。

取組 及び目標

- 「向日市人権教育・啓発推進計画」の推進
- 京都府や近隣市町村と連携した人権教育・啓発の推進
- 平和行動計画に基づいた事業の展開

施策 2 男女共同参画社会の実現

基本方向

- 男女の人権が等しく尊重され、あらゆる場において性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らし活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

取組 及び目標

- 女性活躍推進事業の充実
 … 女性活躍センター団体等登録数
 【H30：21 → R6：50】
 → 【H30：21 → R6：**65**】

R2～4達成

R5改訂

- ワーク・ライフ・バランスの普及・推進



施策分野 3 行財政運営力の向上

施策 1 健全で持続可能な行財政運営

基本方向

- 将来に渡って安定した行政サービスを行えるよう、変化する社会情勢や多様な市民ニーズに対応できる効果的・効率的な行財政運営を進めます。

取組 及び目標

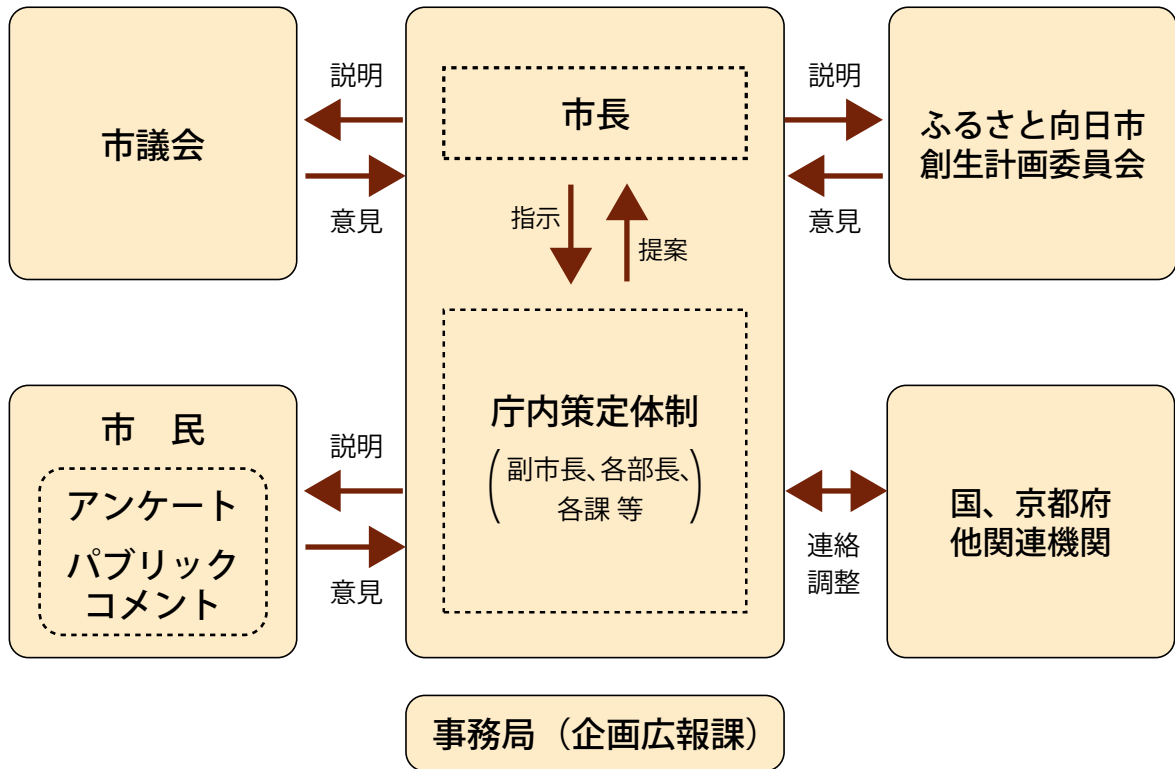
- 市役所新庁舎の整備 R2完了

- 住民票交付場所の拡大と公金納付の利便性向上 R3完了
 - … 住民票の交付機及び公金収納機設置
 - 【令和2年度新庁舎開設に合わせ開始】
 - 公金納付の利便性向上 R4改訂
 - … 市役所窓口でのクレジットカード・電子マネーによるキャッシュレス決済の実施【R6：完了】

- 健全財政の維持

資料編

策定体制



策定経過

令和元年	7月	市民アンケート実施
	8月	令和元年度第1回 ふるさと向日市創生計画委員会
	12月	市議会へ素案提示
	12月	令和元年度第2回 ふるさと向日市創生計画委員会
令和2年	1月	議員全員協議会
	1月	令和元年度第3回 ふるさと向日市創生計画委員会
	2月	パブリックコメント
	3月	策定

改訂経過

令和2年	8月	令和2年度第1回 ふるさと向日市創生計画委員会
令和3年	5月	令和3年度第1回 ふるさと向日市創生計画委員会
	7月	パブリックコメント
	9月	改訂〈令和3年度〉
	11月	令和3年度第2回 ふるさと向日市創生計画委員会
令和4年	5月	令和4年度第1回 ふるさと向日市創生計画委員会
	6月	パブリックコメント
	9月	改訂〈令和4年度〉
	11月	令和4年度第2回 ふるさと向日市創生計画委員会
令和5年	6月	令和5年度第1回 ふるさと向日市創生計画委員会
	7月	パブリックコメント
	9月	改訂〈令和5年度〉

ふるさと向日市創生計画委員会

(順不同・敬称略)

	氏名	団体・役職等
委員長	中村 智彦	神戸国際大学経済学部 教授
副委員長	高橋 信吾	向日市商工会 会長
委員	稲本 收一	向日市観光協会 会長
	中島 貴史	京都府山城広域振興局 副局長
	原田 顕範	京都銀行 向日町支店長
	船倉 哲生	連合京都乙訓地域協議会 (三菱電機労働組合京都支部 執行委員長)
	山舗 恵子	京都リビング新聞社 編集長
	松井 恒夫	市民公募
	小林 美香	市民公募
	大田 有紀	市民公募

令和5年9月現在

ふるさと向日市創生計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史を活かしたふるさと「向日市」の創生を図る「ふるさと向日市創生計画(向日市総合戦略)」(以下「創生計画」という。)の策定及び推進にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、ふるさと向日市創生計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 創生計画の策定に関すること。
- (2) 創生計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内に住所を有する者で、市の募集に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

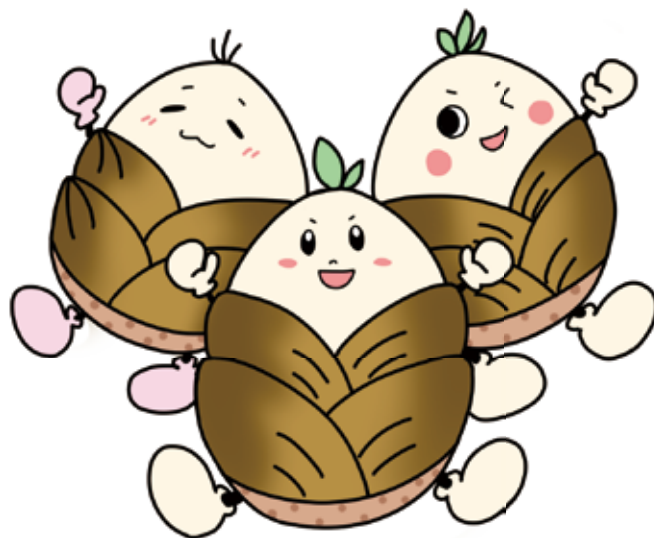
第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画広報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



第2次 ふるさと向日市創生計画

〈令和5年度改訂版〉

令和5年9月

発行／向日市

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20
TEL：075-874-1398 FAX：075-922-6587
E-mail：kikakukoho@city.muko.lg.jp



む こ う し
向日市

古都のむこう 魅力のふるさと